

令和7年3月21日

各介護保険事業所 管理者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

(公 印 省 略)

【重要】令和7年4月1日算定の体制届の提出期限について

日ごろから高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

標記について、令和6年度の介護報酬改定において、訪問系サービス・福祉用具貸与は「業務継続計画未実施減算」、短期入所系サービス・特定施設入居者生活介護（短期利用型）は「身体拘束廃止未実施減算」について、1年間の経過措置期間が設けられておりましたが、経過措置の終了に伴い、体制届の提出がない場合は自動的に「減算型」となり減算が開始されます。さらに、令和6年度末まで算定が可能であった、介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）～（14）に関しても、経過措置の終了に伴い、体制届の提出がない場合は自動的に「なし」となり、加算が算定できなくなります。

令和7年4月1日からの適用分（業務継続計画未実施減算・身体拘束廃止未実施減算）については、令和7年4月15日（火）23：59まで提出期限を延長しますので、ご確認いただき、提出の必要がある事業所は、下記により提出してください。

なお、短期入所療養介護・介護老人保健施設・介護医療院については、多床室の室料負担の見直しが8月から適用されます。室料相当額空余の該当・非該当については、従来通りの期限までに、下記により提出してください。

記

1. 提出方法・様式について

- 掲載場所：高知県長寿社会課HP→事業者のみなさまへ→申請・届出→各種申請・届出等様式
- 指定介護サービス事業者各種届出様式 →4 介護給付費算定に係る体制等に関する届出

2. お問い合わせ方法

高知県長寿社会課ホームページ→事業者のみなさまへ→申請・届出→介護保険事業に関する問い合わせ方法について→リンク先の高知県電子申請サービスから

※電話が混み合っておりますので、高知県電子申請サービスからお問い合わせください。

本通知に関する問い合わせ先
高知県電子申請サービス【介護事業者向け】介護保険事業に関する問い合わせ
https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9412